3　第一項の規定にかかわらず、報告義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して調査票を提出することができる。

4　前項の方法により調査票を提出する報告義務者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）に備えられたファイルに、調査事項情報を当該手続をする者の使用に係る電子計算機から入力する方法により、報告しなければならない。

（調査票等の提出）

第十三条　［略］

2　都道府県知事は、準備調査名簿一部及び準備調査名簿の内容を記録した電磁的記録を当年九月三十日までに、調査票一部及び調査票の内容を記録した電磁的記録を当年十月三十一日までに、総務大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

（事故の場合の措置）

第十四条　［略］

2　前項の規定による報告があった場合には、都道府県知事は、直ちに、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に報告しなければならない。

3　前項の規定による報告があった場合には、総務大臣及び経済産業大臣は、第十三条に規定する期限を、第一項の報告を行った市町村の地域に限り、別に定めることができる。

4　総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により第十三条に規定する期限を別に定めたときは、その旨を告示する。

（集計及び公表）

第二十条　総務大臣及び経済産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

3　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して報告義務者が調査票を提出する場合は、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項の規定は、適用しない。

［新設］

（調査票等の提出）

第十三条　［同上］

2　都道府県知事は、準備調査名簿一部及び準備調査名簿の内容を記録した電磁的記録を当年九月三十日までに、調査票一部及び調査票の内容を記録した電磁的記録を当年十月三十一日までに、経済産業大臣に提出しなければならない。

（事故の場合の措置）

第十四条　［同上］

2　前項の規定による報告があつた場合には、都道府県知事は、直ちに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

3　前項の規定による報告があつた場合には、経済産業大臣は、第十三条に規定する期限を、第一項の報告を行つた市町村の地域に限り、別に定めることができる。

4　経済産業大臣は、前項の規定により第十三条に規定する期限を別に定めたときは、その旨を告示する。

（集計及び公表）

第二十条　経済産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の第三条に規定する平成三十年六月一日現在により行っている調査については、なお従前の例による。

○財務省令第二十八号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（企画調整室、情報公開・個人情報保護室、公文書監理室、広報室、政策評価室、情報管理室及び業務企画室並びに企画調整専門官、国会連絡調整官、広報企画専門官、行政相談官、業務改革・情報化調整官及び業務企画専門官）	（企画調整室、情報公開・個人情報保護室、広報室、政策評価室、情報管理室及び業務企画室並びに企画調整専門官、国会連絡調整官、広報企画専門官、行政相談官、能率専門官、業務改革・情報化調整官及び業務企画専門官）
第三条　文書課に、企画調整室、情報公開・個人情報保護室、公文書監理室、広報室、政策評価室、情報管理室及び業務企画室並びに企画調整専門官、国会連絡調整官、広報企画専門官、行政相談官、業務改革・情報化調整官及び業務企画専門官）	**第三条**　文書課に、企画調整室、情報公開・個人情報保護室、広報室、政策評価室、情報管理室及び業務企画室並びに企画調整専門官、国会連絡調整官、広報企画専門官、行政相談官、能率専門官、業務改革・情報化調整官及び業務企画専門官）
2・3　［略］	2・3　［同上］
4　情報公開・個人情報保護室は、次に掲げる事務（公文書監理室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	4　情報公開・個人情報保護室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三　［略］	一～三　［同上］
5　［略］	5　［同上］
6　公文書監理室は、財務省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要な事項に関する事務をつかさどる。	［項を加える。］